

居住実態のない住民登録による 大田区立小・中学校への入学はできません！

大田区は、「家庭、学校、地域」が一体となって地域のこどもを見守り、育てる、地域に根ざした学校づくりを目指しており、原則として、住所別に定めた通学区域の指定校に入学することになります。

希望する学校へ入学するために生活の本拠ではない場所（居住実態がない場所）に住民登録することは住民基本台帳法違反となりますので、絶対に行わないでください。

指定校変更（指定校以外の学校へ入学）や区域外就学（大田区以外にお住まいで、転入予定があるため大田区立学校へ入学）を希望する場合は、審査基準に該当する事由が必要となります。審査基準及び申請する際の具体的な手続きについては、大田区ホームページをご覧ください。

また、ご家庭の事情により居住先を住民登録できない場合は、学務課学事係まで必ずご相談ください。

以下の項目につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

（１）虚偽の住民登録は、住民基本台帳法違反となりますので行わないでください。

居住していない場所に転入届・転居届を行い、実際には転入（転居）前の住所地などから通学することは、虚偽の住民登録にあたります。

（例１）居住していないのに通学区域内のマンション等の部屋に住宅だけを借りて住民登録する。

（例２）通学区域以内の友人宅や親戚宅等に同居していないのに同居人等として住民登録する。

（例３）通学区域内の住宅等にシェアハウスと称して、実際には居住していないのに住民登録をする。

（２）教育委員会が、住所地に居住実態がないと判断したときは、転校していただく場合があります。

居住実態がないことが疑われる場合、学校及び教育委員会が予告なく現地調査を行ったり、保護者様へ必要な確認書類等の提出を求めることがありますので、ご了承ください。

（３）指定校変更や区域外就学を希望する場合は、必ず教育委員会へ必要な手続きを行ってください。

大田区ホームページにて手続きについて掲載しておりますので、ご覧ください。

指定校変更申請や区域外就学申請を許可した後も、申請内容に変更があった場合（届出住所の変更）は再度申請が必要となります。